令和２年度強い農業・担い手づくり総合支援交付金（被災農業者支援型）実施要領（令和２年７月豪雨）

第１　趣旨

令和２年７月豪雨による甚大な農業被害により、農産物の生産・加工に必要な施設・機械が損壊し、被災した農業者の農業経営の安定化に支障を来す事態が生じていることから、当該施設・機械の再建等の支援を緊急的に実施し、被災した農業者の早期の営農再開を図る必要がある。

このため、令和２年７月豪雨を対象として、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年４月１日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表１のⅡの２の（１）及び（２）に掲げる事業（以下「本対策」という。）を実施するものとする。

第２　通則

（１）本対策の実施については、実施要綱に定めるところによるほか、本要領に定めるところによるものとする。

（２）本対策は、予算の範囲内で実施するものとする。

第３　事業要件

助成対象者が取り組む事業並びに都道府県及び事業実施主体が行う本対策の実施に関する事務、指導等であって、令和２年７月３日以降に取り組んだものであること。

第４　事業内容

（１）本対策の事業実施主体は市町村とする。

（２）本対策で実施する事業の内容は別紙に定めるとおりとする。

第５　被災農業者支援計画

事業実施主体は、以下に規定する項目を含めて、本対策における被災農業者支援計画（以下「被災支援計画」という。）を作成するものとする。

１　成果目標の妥当性等

被災支援計画については、別紙様式１号の②の（２）のＩに規定されている項目を網羅した上で、助成対象者ごとに作成を行うものとする。また、事業実施地区の成果目標については、各成果目標ごとに、当該成果目標を設定した助成対象者の数の合計を被災支援計画に記載するものとする。

なお、その記載に当たっては、別紙に定める要件のほか、以下の点に留意するものとする。

（１）取組の内容が本対策の趣旨に沿っていること。

（２）助成対象者（被災した施設等の所有者等が助成対象者である場合は、当該施設等の利用者。）が今後も営農を継続する見込みがあること。

（３）被災前の施設等が国庫補助事業により整備された施設等である場合は、財産処分等の必要な調整が図られているものであること。

（４）令和２年７月豪雨により被害を受けた農業用ハウス、果樹棚、畜舎等の営農施設（以下「営農施設等」という。）の補強の取組における成果目標の設定に当たっては、実施要綱別記２の別表６の１（先進的農業経営確立支援及び地域担い手育成支援計画（融資主体補助型））の１（成果目標の妥当性等）の（１）から（９）までの規定を準用するものとする。

２　被災の状況と復興方針に関する事項

災害名、市町村内の農業被害の程度、本対策を活用した復興方針等を踏まえて記載する。

なお、地方公共団体による助成が行われる場合は、その詳細が分かる資料を整備するものとする。

３　助成対象者情報等の把握すべき事項

助成対象者の要件の把握及び整備した施設等の適切な管理等の観点から、以下の項目について助成対象者等に確認の上、関係する書類を整備し、記載するものとする。

なお、関係する書類の整備に当たっては、助成対象者等への負担軽減を図るため、市町村等の担当部局や関係部局等が保有するデータ等により、記載が可能となる場合は、当該データの写しをもって代えるものとする。

（１）助成対象者情報

ア　市町村長による、令和２年７月豪雨により被災した農業者等であることの証明

イ　園芸施設共済の引受対象施設である場合には、以下に関する客観的な資料

（ア）現状（施設名、経過年数、共済金支払通知書に関連する棟番号及び共済支払金額）

（イ）今後（保険等の加入予定年月日及び保険会社の名称）

ウ　成果目標及び農業経営の改善を図るための取組に関する客観的な資料

エ　融資の詳細（金融機関・融資名、融資額、償還年度、追加的信用供与補助事業の活用見込み、導入する施設等を融資に伴う担保に供するか否か等）に関する客観的な資料

なお、個人情報（氏名、住所、共済加入情報等）を地方公共団体及び共済組合等で共有することについて、必ず助成対象者等に説明の上、同意を得るものとする。

オ　人・農地プランに位置付けられた取組内容（現状・計画の経営規模等）に関する客観的な資料（補強の取組を行う場合に限る。）

（２）導入する施設等

ア　導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料（被災した施設に関する資料を含む。）

イ　導入する施設等の耐用年数（中古施設等である場合は、残存耐用年数）に関する客観的な資料

ウ　被災した施設等の整備時における国庫補助事業の活用状況（事業名、実施年度、原形復旧に該当するか否か等）に関する客観的な資料

エ　導入する施設等の目的（原形復旧、補強、規模拡大（能力向上）等）が分かる客観的な資料

（３）共同利用の確認

ア　構成員の情報（氏名、住所、被災した農業用機械・畜舎等の状況）に関する客観的な資料

イ　導入する施設等の規模決定根拠に関する客観的な資料（今後の経営規模等に関する資料を含む。）

ウ　利用方法、期間、施設等の管理等について構成員等で定めた資料

第６　被災農業者支援事業実施状況報告及び評価報告

事業実施主体は、以下に規定する項目を含めて、本対策における被災農業者支援事業実施状況報告及び評価報告を作成するものとする。

１　作成の様式

被災農業者支援事業実施状況報告及び評価報告については、別紙様式５号の②のＩに規定する項目を網羅した上で作成するものとする。

２　事業実施後の助成対象者における成果目標及び農業経営の改善を図るための取組

第５に基づき作成した被災支援計画の目標年度における成果目標及び農業経営の改善を図るための取組の達成状況等について、客観的な資料に基づき確認し、資料を整備する

ものとする。

なお、営農施設等の補強の取組に伴い成果目標を設定した場合においては、実施要綱別表７の１（先進的農業経営確立支援及び地域担い手育成支援事業実施状況報告及び評価報告（融資主体補助型））の１から５までの規定を準用するものとする。

３　共済等の加入状況

園芸施設共済の引受対象施設を整備した助成対象者がいる場合、園芸施設共済等の加入が継続されていることを農業共済担当部局等に確認するものとする。

第７　その他

（１）本対策においては、実施要綱別紙様式１号の２の代わりに別紙様式１号の②を、実施要綱別紙様式５号の２の代わりに別紙様式５号の②を用いるものとする。

（２）被災前の施設・機械等について、原形復旧を超える整備を行う場合は、補強の範囲や助成対象外の事業内容を明らかにするため、別紙様式１号の②別添１を作成し、別紙様式１号の②の添付資料に追加し、その状況を明らかにするものとする。

なお、財産管理については、助成対象となった事業内容のみならず、助成対象とならなかった事業内容についても適切に実施するものとする。

（３）別紙第２の１の（１）のイの（カ）助成単価表の⑤において、市町村が特別に認める単価を設定する場合には、別紙様式１号の②別添２を作成し、別紙様式１号の②の添付資料に追加し、都道府県と協議するものとする。

（別紙）

第１　事業の実施等

１　事業の実施方針

本対策は、事業実施主体が、被災支援計画を作成し、３に掲げる成果目標の達成に向けて実施する助成事業に対して支援するものとする。

２　事業内容

（１）融資等活用型補助事業

ア　助成対象者

事業実施主体は、令和２年７月豪雨による農業被害を受けた農業者又は当該農業者が組織する団体であって、農産物の生産等に必要な施設等について、令和２年７月豪雨による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

なお、農産物の生産等に必要な施設等であって、被災当時、所有者以外の者により利用されていたもの（以下「被災貸借施設等」という。）については、所有者若しくはその被承継人（特定承継に係る者を除く。）が貸付けの前に農業利用に供していたもの又は都道府県知事と協議の上、助成を行うことが必要と認められるものに限り、令和２年７月豪雨による農業被害を受けた旨の証明を市町村長から受けた者を対象として助成を行うことができるものとする。

さらに、上記に加え、実施要綱別記２のⅡの第１の２に規定する事業実施地区の要件を満たした同第１の３の（１）のイの要件を満たす者を対象として、営農施設等の補強の取組について助成を行うことができるものとする。

イ　助成対象となる事業内容等

（ア）助成の対象となる事業内容は、助成対象者が自らの経営のために（被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合にあっては、復旧（修繕又は取得をいう。以下同じ。）をする施設等を利用する農業者の経営の維持のために）行う次に掲げるもの（被災貸借施設等の復旧を令和２年７月豪雨による農業被害前の当該被災貸借施設等と同程度の施設等の取得により行う場合にあっては、所有者によるものに限る。）とする。

ａ　農産物の生産に必要な施設若しくは生産した農産物の加工に必要な施設又はこれらの附帯施設（以下「被災施設等」という。）の修繕又は令和２年７月豪雨による農業被害前の被災施設等と同程度の施設の取得

ｂ　被災施設等を修繕するために必要な資材の購入

ｃ　農産物の生産に必要な農業用機械若しくは生産した農産物の加工に必要な機械又はこれらの附帯設備（以下「被災機械等」という。）の修繕又は令和２年７月豪雨による農業被害前の被災機械等と同程度の機械又は設備の取得

ｄ　農業用ハウス及び果樹棚等に流入した土砂の除去（農地災害復旧事業の対象とならない土砂を除去する場合に限る。）

ｅ　ａの施設又はｃの機械若しくは設備を新たに取得し、共同で営農再開する取組（園芸施設共済の加入対象施設を除く。）

ｆ　農産物の生産に必要な施設又は生産した農産物の加工に必要な施設の撤去

ｇ　令和２年７月豪雨により農業被害を受けた営農施設等の補強

ｈ　農業専用のトラック（新車登録から14年目までの車両に限る。）の修繕又は令和２年７月豪

雨による農業被害前の当該トラックと同程度のトラックの取得

（イ）（ア）のａからｈまでの事業内容は個々の事業内容ごとに次に掲げる基準を満たすほか、当該事業内容に係る経費についてプロジェクト融資を受け、又は地方公共団体による予算の上乗せ措置（地方公共団体単独事業を含む。）による支援（以下「地方の支援措置」という。）を受けているものとする。

ａ　個々の事業内容について、事業実施年度内に完了する取組であること。

ｂ　本対策以外の国の補助事業の対象として実施するものでないこと（融資に関する利子の助成措置を除く。）。

ｃ　パソコン等の農業経営以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いもの（農業専用のトラックを除く。）でないこと。

ｄ　事業内容が中古の施設等の取得である場合には、残存耐用年数が２年以上の施設等を事業実施主体が適正と認める価格で取得すること。

ｅ　園芸施設共済の引受対象となる施設の復旧をする場合にあっては、当該施設について、再度の気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等がなされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年であることとし、また、当該施設の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

ｆ　事業内容が農業用機械の取得である場合には、地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること（所有者以外の者により利用されていた農業用機械の令和２年７月豪雨による農業被害前の当該機械と同程度の農業用機械の取得を行う場合は、当該取得を行う農業用機械を利用する農業者が地域において農業経営の改善を図るための取組に係る目標を設定していること。）。

ｇ　上記ａからｆまでのほか、（ア）のｆの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）助成対象者の農業経営が継続されること。ただし、被災貸借施設等の所有者が助成対象者となる場合には、被災当時、当該被災貸借施設等を利用していた農業者の農業経営が継続されるとともに、当該農業者との間で当該被災貸借施設等及び当該被災貸借施設等が存する土地の貸借関係が継続しており、かつ、撤去方法、経費、撤去後の土地の利用方法等について、合意されているものであること。

（ｂ）被災施設等については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となり得るため、市町村の環境部局と調整を図ること。

ｈ　上記ａからｆまでのほか、（ア）のｇの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。

（ｂ）当該取組が本対策における経営体の成果目標の達成に直結するものであること。

（ｃ）過去に強い農業・担い手づくり総合支援交付金（先進的農業経営確立支援タイプ、地域担い手育成支援タイプ）等により営農施設等の整備をしており、当該整備をするときに設定した目標（以下「過去目標」という。）の項目が本対策における経営体の成果目標の項目と重複している場合には、過去目標の達成を見込んだ水準で当該成果目標を設定すること。

ｉ　上記ａからｆまでのほか、（ア）のｈの取組を行う場合は、次に掲げる基準を満たすものであること。

（ａ）助成対象者が、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認めた者であること。

（ｂ）被災前の農業専用のトラックの使用状況が、以下の項目により農業専用に使用されていたと確認できること。

・資産計上されていること。

・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。

・運行記録、業務日報が整備されていること。

・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。

・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用していないことを証する書面があること。

（ｃ）復旧後に、農業専用のトラックについて資産計上を行い、かつ、以下のすべてを満たすものであること。

・車体に法人名・農園名等が印刷されていること。

・車体に補助金名が印刷されていること。

・運行記録、業務日報が整備されていること。

・保管場所が事業所（個人の場合は自宅）であること。

・任意保険の使用目的設定が「事業使用」であること又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること。

（ウ）被災貸借施設等の復旧の場合にあっては、（イ）に掲げる基準のほか、次に掲げる基準を満たすものとする。

ａ　被災貸借施設等の被災当時の所有者が助成対象者となる場合

（ａ）復旧をする施設等が農業者により利用され、その農業経営の維持が図られるものであること。

（ｂ）被災当時の利用者との間で、貸借関係が継続していること。

（ｃ）被災当時の利用者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

（ｄ）復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧する施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、被災当時の利用者が利用することができる旨約されていること。

（ｅ）復旧をする施設等を農業者が利用する対価は、取得した施設等の利用の場合にあっては助成対象者負担額（事業費－助成金）を当該施設等の耐用年数で除した額に年間管理料を加えた額とする等、復旧事業費の自己負担額と復旧施設の耐用年数等により算出される額を踏まえて妥当な範囲内の額であること。

ｂ　被災貸借施設等の施設等の利用者が助成対象者となる場合

（ａ）被災当時の所有者との間で、貸借関係が継続していること。

（ｂ）被災当時の所有者との間で、復旧の内容・方法、経費、復旧後の施設等の維持・管理方法等について合意されていること。

（ｃ）復旧をする施設等及び当該施設が存する土地を、復旧をする施設等の耐用年数期間が経過するまでの間、利用者が利用することができる旨約されていること。

（ｄ）被災当時の所有者との間で、復旧に係る必要費償還請求を行う場合は、復旧事業費のうち利用者が自ら負担した額以内の額に限る旨約されていること。

（エ）プロジェクト融資の対象となる資金は、次に掲げる機関が貸付けを行う資金又は法律若しくは地方公共団体の条例等に基づき貸付けを行う資金とする。

ａ　農業協同組合

ｂ　農業協同組合連合会
ｃ　農林中央金庫
ｄ　株式会社日本政策金融公庫
ｅ　沖縄振興開発金融公庫
ｆ　株式会社商工組合中央金庫
ｇ　独立行政法人奄美群島振興開発基金
ｈ　銀行
ｉ　信用金庫
ｊ　信用協同組合
ｋ　都道府県
ｌ　市町村

（２）追加的信用供与補助事業

ア　助成対象者

事業実施主体は、令和２年７月豪雨に係るプロジェクト融資について次に掲げる内容を満たす保証制度を確立する基金協会（農業信用保証保険法（昭和36年法律第204号。以下「保証保険法」という。）第３条に規定する基金協会をいう。以下同じ。）を対象として助成を行うことができる。なお、事業実施主体は作成する被災支援計画に追加的信用供与補助事業に係る助成計画が含まれる場合にあっては、基金協会に当該被災支援計画の写しを送付するものとする。

（ア）プロジェクト融資について、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営の範囲内の保証人以外の保証人のない保証を行うものとし、当該保証に係る被保証者ごとの保証限度額を次の水準に設定すること。

ａ　認定農業者に貸し付けられるもの
個人3,600万円（法人にあっては7,200万円）

ｂ　認定農業者以外の者に貸し付けられるもの
個人3,000万円（法人又は任意団体にあっては6,000万円）

（イ）融資機関（保証保険法第２条第２項に掲げる融資機関に限る。）が行う保証保険法第８条第１項第１号及び第２号に規定する債務を広く保証対象とすること。

（ウ）プロジェクト融資に係る保証を行う場合には信用基金の保険に付すること。

（エ）基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約において、毎年度、基金協会の負担に係る追加的信用供与の求償権償却額の10％に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出する旨を定めること。

イ　助成金の使途等

（ア）基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金について、当該基金協会の区域内のプロジェクト融資に係る債務の保証のための基金として、保証保険法第９条各号に定める方法により管理しなければならないものとする。

（イ）基金協会は、（ア）の助成金を本事業以外の事業等の経費と区分して管理しなければならないものとする。ただし、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業については、この限りでない。

（ウ）基金協会は、（ア）の助成金について、当該基金協会の区域内の保証付きプロジェクト融資を対象として、次に掲げる経費に充てることができるものとする。なお、地域担い手経営基盤強化総合対策実験事業における追加的信用供与事業、地域雇用拡大型農業経営確立緊急対策事業における追加的信用供与事業、経営体育成交付金における追加的信用供与補助事業、経営体育成支援事業における追加的信用供与事業及び担い手確保・経営強化支援事業における追加的信用供与補助事業により交付された助成金等の精算が終了していない場合は、当該事業に係る融資を対象に加えることができるものとする。

ａ　保証付きプロジェクト融資の保証債務の弁済

ｂ　保証付きプロジェクト融資に係る求償権の償却に伴う費用への補てん

（エ）基金協会は、（ウ）において、保証保険法第11条に基づく経理区分ごとに管理する（ア）の助成金を当該経費の帰属する経理区分に振り替えることができるものとする。

３　成果目標等

（１）本対策の成果目標は、被災農業者の農業経営の維持とする。

（２）本事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度とする。

ただし、２の（１）のイの（イ）のｆの農業経営の改善を図るための取組に係る目標については、事業実施年度からその翌々年度までのいずれかの年度を目標年度とする。

４　実施手続

（１）被災支援計画の作成

事業を実施しようとする事業実施主体は、次の事項のほか、本実施要領第５に定める項目を含めた被災支援計画を作成するものとし、作成に当たっては、関係機関等との調整を行うものとする。

ア　被災の状況と復興方針

イ　成果目標

ウ　実施計画

エ　その他必要な事項

（２）事業の着工

ア　助成対象者は、事業に着工（機械の発注を含む。）する場合は、原則として事業実施主体からの助成金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情があり、市町村交付規則等における交付決定前着工に関する規定に基づき、届出等があった場合は、交付決定前に着工することができるものとする。なお、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。

イ　助成対象者は、事業の着工に当たっては、自ら入札又は見積もり合わせを行う等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。ただし、助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合は、この限りでない。

また、事業実施主体は、本実施要領の施行日以降、このことについて助成対象者に対し周知・指導等を行うものとする。

なお、都道府県知事は、必要に応じ事業実施主体に助言等を行うものとする。

ウ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に事業に着工する場合は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから事業に着工するよう指導するものとする。

また、この場合、事業着工から交付決定までの期間に生じたあらゆる損失及び費用について、助成対象者自らの責任となることを了知させるものとする。

なお、事業実施主体は、助成対象者が交付決定前に事業に着工した場合には、交付申請書の備考欄に着工年月日並びに交付決定前着工届の日付及び文書番号（助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、着工年月日）を記載するものとする。

エ　事業実施主体は、助成対象者がアにより交付決定前に事業に着工する場合は、事前にその理由を十分検討して必要最小限に留めるよう助成対象者を指導するほか、その着工後においても必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。また、この場合、都道府県知事は事業実施主体に対し必要な指導を十分に行うことにより事業が適正に行われるようにするものとする。

オ　事業実施主体は、助成対象者が事業に着工した場合には、着工届を提出させるものとする。ただし、アの届出等があった場合、又は助成対象者が被災支援計画の作成前に事業に着工した場合にあっては、この限りでない。なお、着工届の提出は、事業の着工を確認できる書類（契約書、工事工程表等の写し）の提出に代えることができるものとする。

5　事業の完了

事業実施主体は、助成対象者が事業を完了した場合には、しゅん工届（被災貸借施設等に係る事業であって、被災当時の施設等の所有者が助成対象者である場合は、しゅん工届及び農業者への引渡書）を提出させるものとする。

この場合、事業実施主体は当該届出に基づく出来高等の確認を行い、不適正な事態がある場合は、助成対象者に手直し等の措置を指示し、事業の適正を期すものとする。

なお、しゅん工届の提出は、事業の完了を確認できる書類（納品書、工事完成引渡書等の写し）の提出に代えることができるものとする。

第２　国の助成措置等

1　実施要綱第６により国が交付する交付金の額は、以下により算定するものとする。

（1）融資等活用型補助事業

ア　被災支援計画に位置付けられた助成対象者の助成金の額を合計した額とする。

イ　事業実施主体が助成対象者に交付する助成金の額は、以下の（ア）から（カ）までにより算定した額を限度とする。

（ア）助成の対象となる復旧等に係る施設等（以下「助成対象施設等」という。）が農業用ハウス等の園芸施設共済の加入対象施設である場合の助成金の額は、園芸施設共済等への加入が災害対策の基本であることから、助成対象施設等ごとに以下のａからｃまでに掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

ａ　助成の対象となる事業に要する経費（以下「助成対象事業経費」という。）に10分の３を乗じて得た額

ｂ　助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から支払共済金に２分の１を乗じて得た額を差し引いて得た額、園芸施設共済に加入していない場合には、助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額から、助成対象事業経費に助成対象施設等の経過年数及び施設の種類に該当する時価現有率（園芸施設共済共済価格設定準則（平成30年３月28日農林水産省告示第655号））別表１の時価現有率をいう。）並びに10分の４（園芸施設共済の付保割合の最大値である0.8に２分の１を乗じて得た額）を乗じて得た額を差し引いて得た額

c　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除して得た額

（イ）助成対象施設等が、畜舎や農業用機械等の園芸施設共済の加入対象施設以外のものである場合の助成金の額は、当該助成対象施設等ごとに以下のａ又はｂに掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

a　助成対象事業経費に10分の３（助成対象者が被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村から認められた場合は、２分の１）を乗じて得た額

b　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（ウ）営農施設等の補強を行う場合の助成金の額は、当該助成対象施設等ごとに以下のａ又はｂに掲げる額のうちいずれか低い額を限度とし、助成対象者ごとの上限額は300万円とする。

a　助成対象事業経費に10分の３を乗じて得た額

b　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（エ）第１の２の（１）のイの（ア）のｄの取組にあっては、（ア）及び（イ）の規定にかかわらず、以下のａ又はｂに掲げる額のうちいずれか低い額を限度とする。

a　助成対象事業経費に10分の３を乗じて得た額

b　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（オ）第１の２の（１）のイの（ア）のｅの取組にあっては、（イ）の規定にかかわらず、以下のａからｃまでに掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

a　個々の施設等の原形復旧に係る国費相当額の合計額

b　助成対象事業経費に２分の１を乗じて得た額

c　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額及び地方の支援措置を控除した額

（カ）第１の２の（１）のイの（ア）のｆの取組にあっては、（ア）及び（イ）の規定にかかわらず、以下のａからｄまでに掲げる額のうち最も低い額を限度とする。

a　助成対象施設等の面積に以下の表の助成単価を乗じて得た額

b　助成対象事業経費に 10 分の３を乗じて得た額

c　助成対象事業経費からプロジェクト融資の額（助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合にはプロジェクト融資の額及び支払共済金）及び地方の支援措置を控除した額

d　地方公共団体による助成金の額

なお、助成対象施設等が園芸施設共済に加入している場合は、国の助成金の額と園芸施設共済のうち被災施設等の撤去に係る支払共済金に２分の１を乗じて得た額の合計額が助成対象事業経費の２分の１を超えないものとする。

種類	助成単価
①　被覆材がガラスのハウス	1,200 円／㎡
②　被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨（鋼材を使っているもの及び主要部分に鋼材を使っていない場合でも強度を向上させた構造（はり、筋交い、主要部分に通常部分より太いパイプを使用している等）であるものを含む。以下同じ。）のハウス	880 円／㎡
③　被覆材がプラスチックで骨材が鉄骨でないハウス	290 円／㎡
④　畜舎	4,500 円／㎡
⑤　その他施設等	ア　①から④までの助成単価に準じる（具体的には、果樹棚

	等は③、農作業用施設等は④に準じる）ものとする。 イ　ただし、次に掲げる要件を満たす場合であって、①から④までの助成単価を超えることがやむを得ないと市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める単価を助成単価とすることができるものとする。 （ア）以下のいずれかの理由により国が定めた助成単価によることが困難であること。 ⅰ　施設の設置場所が傾斜地であるために平地での撤去作業に比べて費用が増加すること。 ⅱ　施設が鉄筋コンクリート造りであるために撤去費用が増加すること。 ⅲ　施設内の搾乳施設、給餌施設、ケージ及び水耕栽培システムの撤去のために本体施設の撤去とは別に費用が増加すること。 ⅳ　施設の基礎部分の解体が必要なために費用が増加すること。 ⅴ　断熱材を使用しているために廃棄資材の処理費用が増加すること。 ⅵ　ⅰからⅴまでに準じる特別な事情があること。 （イ）複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用の妥当性が確認されていること。 （ウ）市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討し適正であると確認されていること。 ウ　土砂混じりがれきについて、助成対象者の営農再開に向け早期に撤去を行う必要がある等の理由により市町村が特別に認める場合は、都道府県と協議の上、市町村が認める単価を助成単価とすることができるものとする。 なお、助成単価の設定に当たっては、イの（イ）及び（ウ）に準じる。

（２）追加的信用供与補助事業

被災支援計画に位置付けられたプロジェクト融資のうち保証付きプロジェクト融資の額の合計額に15分の１を乗じて得た額に相当する額とする。

（３）附帯事務費

対象となる事業の事業費に実施要綱別記２の別表８に定める附帯事務費の率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

２　国は、１で算定された額の合計額を都道府県ごとに配分するものとする。

第３　追加的信用供与補助事業の精算等

１　都道府県知事は、基金協会に対して事業実施主体が交付した補助金について、基金協会からその状況について報告を受け、毎年度９月末までに地方農政局長に報告するものとする。

その際、実施要綱別記２のⅡの第３の１による報告を行う場合は、当該報告に併せて報告するもの

とする。

なお、この場合において、基金協会は、過去に実施した追加的信用供与補助事業が直接採択事業を含む場合には、都道府県知事と協議の上、都道府県知事を経由せず地方農政局長に直接報告することも可能とする。

2　基金協会は、事業実施主体から助成を受けた助成金を第１の２の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てる場合には、次の算式により算定した額を信用基金に納付するものとする。

（A）＝（B）×（C）／（D）

（A）は、信用基金に納付する額

（B）は、償却補填経費に充てる助成金の額

（C）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行ったときに信用基金から受領した保険金の額

（D）は、（B）の償却補填経費の原因となる求償権について、代位弁済を行った額

3　基金協会は、代位弁済により取得した求償権について、その回収に努めるものとする。

4　基金協会は、保証付きプロジェクト融資に係る保証業務が終了した場合、事業実施主体が助成した助成金について、次の算式により算定された額を国庫に直接返還するものとする。

なお、事業実施主体から助成を受けた助成金について、第１の２の（２）のイの（ア）に定める方法により管理し、当該助成金に係る運用益等が生じている場合には、当該運用益分を上記の返還する額に加えるものとする。

（A）＝（B）－（C）

（A）は、国庫に返還する額

（B）は、基金協会が事業実施主体から助成を受けた助成金の合計額（５の返還額を除く）

（C）は、基金協会が第１の２の（２）のイの（ウ）のｂの経費に充てた額

5　基金協会は、保証対象プロジェクト融資に係る保証業務が終了する前であって、事業実施主体から助成を受けた助成金について当該業務が終了するまでに使用する見込みのない額が生じている場合には、当該額を国に直接返還するものとする。

別紙様式1号（第５関係）

②　地域担い手育成支援タイプ

（１）総括表

No	都道府県	市町村名	地区名	事業実施主体（市町村又は都道府県名）	市町村長名において、助成対象者に係る被災証明がなされている （補強の取組を行う場合にあっては、上記に加え、「適切な人・農地プランが作成されている又は目標年度までに適切な人・農地プランを作成することとしている」）	事業内容 Ⅰ　補強の取組 Ⅲ　補強以外の取組	事業費												成果目標（単位：経営体）									備考
							事業費			追加的信用供与事業			都道府県附帯事務費		市町村附帯事務費		合計		Ⅰ 補強の取組							Ⅲ 補強以外の取組		
																			項目							項目		
							経営体数	事業費	国庫補助金	経営体数	保証希望融資額	国庫補助金（円）	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	事業費	国庫補助金	①付加価値額の拡大	②経営面積の拡大	③農産物の価値向上	④単位面積当たり収量の増加	⑤経営コストの縮減	⑥農業経営の複合化	⑦農業経営の法人化	①被災農業者の農業経営の維持	②農業経営の改善を図るための取組	
							(人)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	Ⅰ①	Ⅰ②	Ⅰ③	Ⅰ④	Ⅰ⑤	Ⅰ⑥	Ⅰ⑦	Ⅲ①	Ⅲ②	
合計																												
市町村附帯事務費																												
都道府県附帯事務費																												
							地域提案の総額																					

（注）１　記載は、（2）のⅠの地区別の記載から転記し、記入に当たっては、事業実施主体及び「事業内容」欄ごとに記載すること。
２「事業内容」の欄の記載に当たっては、Ⅰ　補強の取組又はⅢ　補強以外の取組の別を記載すること。
３　実施要綱第4の都道府県向け交付金の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

（２）　（個別表）

Ⅰ　被災農業者支援型

No	都道府県	市町村名	地区名	事業実施主体（市町村又は都道府県名）	補強の取組は「1」補強以外の取組は「2」	事業内容 Ⅰ　補強の取組 Ⅲ　補強以外の取組	農業者情報													導入する施設等情報																共済対象施設の状況（園芸施設共済対象施設の再建・修繕・撤去を行う場合に記載）						農業専用トラックの状況		着工（又は契約）（予定）年月日	竣工（予定）年月日	施工住所（被災した場所から施設の設置箇所を移動して再建する場合は、移動後の住所を記載し、その下段に移動前の住所を括弧書きで記載。）	被災面積（㎡）	撤去の場合の交付上限額（円）
							地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名	対象者区分			農業者の詳細						被害を受けた施設等			整備内容			助成対象者毎の整備内容の整理番号	機械等名称及び能力・規模等 ○台、馬力・○条刈り、○棟○㎡等	補強の該当の有無（該当する場合「1」を入力）	規模決定の根拠	所有者以外の者に利用された施設等の復旧基準（該当する場合○を入力）																				
									整理番号	区分	市町村の認定	経営形態の別の区分		認定農業者等の区分		営農類型		整理番号	施設等名	貸付前に所有者等が利用していた貸借施設等	整理番号	施設等名	共同利用					被災貸借施設等の所有者が助成対象者					被災貸借施設等の利用者が助成対象者				園芸施設共済の引受対象施設の有無（該当は、リストから種別を選択）	施設の経過年数	特定園芸施設及び附帯施設の時価現有率	共済金支払通知書の関連する棟番号	保険加入（予定）年月	保険会社等の名称	被災時点で新車登録から14年以内（該当する場合「1」を入力）	被災前に農業専用に使用（該当する場合「1」を入力）					
												整理番号	区分	整理番号	区分	整理番号	区分											a農業経営の維持が図られる	b貸借関係の継続	c復旧の内容・管理方法等について合意	d施設が存する土地を施設の処分制限期間の満了までの利用確約	e復旧施設の利用対価は、復旧事業費の自己負担額と復旧施設の耐用年数等で算出される額以内	a貸借関係が継続	b復旧の内容・監理方法等について合意	c施設が存する土地を施設の処分制限期間の満了までの利用確約	d必要費償還請求は復旧事業費の内利用者が負担した額以内													

（注）１　記入に当たっては、助成対象者ごとに、導入する1施設等ごとに記載すること。

２　補強以外の取組の場合、「地区名」の欄については、市町村名を記載すること。

３「事業内容」の欄の記載に当たっては、Ⅰ　補強の取組、Ⅲ　補強以外の取組の別を記載すること。

４　各欄における「整理番号」、「区分」及び「コード」の欄の記載に当たっては、（3）の地域担い手育成支援タイプ整理番号表（以下「整理番号表」という。）に基づき番号を記載すること。

５「農業者情報」欄の「対象者区分の市町村の認定」欄については、被災後も営農をやめることなく再開しようとする者として市町村が認める者であれば、〇を記載すること。

６「導入する施設等」欄の「被害を受けた施設等の貸付前に所有者等が利用していた貸借施設等」欄については、被害を受けた施設等が貸付前に所有者等が利用していた貸借施設等であれば、〇を記載すること。

７　同欄の「整備内容の共同利用」欄については、個別で被害を受けた施設等を共同利用で整備する場合に〇を記載すること。

８　同欄の「所有者以外の者に利用された施設等」欄について、該当する欄に〇を記載すること。

９「共同利用の上限額」欄についは、個別で被災した施設等を、共同利用で整備する場合に個々の施設等の原形復旧に係る国費相当額の合計額を記載すること。

10　同欄の「保険加入（予定）年月」欄については、新たに再建・修繕等を行う施設の園芸施設共済等の保険の加入年月日又は予定年月日を記載すること。

11「市町村長が被災したことを証明した災害の名称」欄については、被災した農業者であることを証明した災害名を記載すること。

12「成果目標の設定状況（実施要綱別記2の別表10－１参照）」の欄の「単位」欄について、整理番号表⑧に例示した記載の単位を基本とする。例示に沿わない場合には、適宜単位を記載すること。

13　同欄の「導入する施設等と成果目標の項目の関連」欄については、導入する施設等が成果目標の達成にどのように関係するかを詳細に記載すること。

14「共済対象施設の状況」の欄の「共済金支払通知書の関連する棟番号」欄については、被災した施設の園芸施設共済の支払共済金の棟番号を記載すること。

15　実施要綱第4の5により、事業内容に変更があった場合は、変更があった各欄ごとに、上段に変更前の内容を括弧書きで記載し、下段に変更後の内容を記載すること。

共同利用の上限額（個別で被災した施設等を、共同利用で整備する場合）（円）	経費情報													その他									成果目標の設定状況（実施要綱別記２の別表10－１参照）																													市町村長が被災したことを証明した災害の名称
	本則の課税事業者は「1」、簡易課税事業者又は課税事業者でない場合は「２」を記入	事業費（円）	国庫補助金額算定の基礎となる事業費（円）	国費（円）	対象経営体負担額		地方支援措置				園芸施設共済のうち特定園芸施設及び附帯施設の共済金支払額の合計額（円）	消費税仕入控除税額		担保措置の有無（該当の場合「1」を記入）	耐用年数（年）	融資概要							必須目標（付加価値額の拡大）（被災農業者の農業経営の維持）									導入する施設等と成果目標の項目の関連	選択目標１								導入する施設等と成果目標の項目の関連	選択目標２								導入する施設等と成果目標の項目の関連	関連事業の実施状況の確認（確認した場合はチェックを入れること）	
					融資額（円）	自己資金（円）	計（円）	都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）		除税額	うち国費			金融機関		金融（資金）種類		追加的信用供与活用希望の有無（活用する場合「1」を記入）			コード	補強の取組において、付加価値額の拡大を設定する場合は「1」を記入。ただし就業者１人当たりで目標設定する場合は「2」を記入。	現状（年度）	現状値	１年度目	２年度目	３年度目（目標値）	単位	拡大率（%）		コード	現状（年度）	現状値	１年度目	２年度目	３年度目（目標値）	単位	拡大又は縮減率（%）		コード	現状（年度）	現状値	１年度目	２年度目	３年度目（目標値）	単位	拡大又は縮減率（%）			
																整理番号	区分	整理番号	区分		保証希望融資額（円）	追加的信用供与事業費（円）																														

（3）地域担い手育成支援タイプ整理番号表

①事業内容

1	Ⅰ	補強の取組
2	Ⅲ	補強以外の取組

②対象者区分

Ⅰ　補強の取組

番号	区分
1	中心経営体等

Ⅲ　補強以外の取組

2	被災証明を受けた者（農業者）
3	被災証明を受けた者（農業者の組織する団体）
4	被災証明を受けた者（貸借施設等の所有者）
5	被災証明を受けた者（貸借施設等の利用者）

③農業者の詳細

（経営形態の別の区分）

番号	区分
1	法人以外
2	法人

（認定農業者等の区分）

番号	区分
1	認定農業者
2	集落営農組織
3	新規就農者（認定就農者）
4	新規就農者（認定農業者）
5	１、３、４及び６（個人の場合）の者で組織する団体
6	その他

④営農類型

番号	区分	分類基準
1	水田作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、水田で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
2	畑作	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類、工芸農作物の販売収入のうち、畑で作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
3	露地野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
4	施設野菜作	野菜作経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
5	果樹作	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
6	露地花き	花き作経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
7	施設花き	花き作経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
8	酪農	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
9	繁殖牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
10	肥育牛	肉用牛経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
11	養豚	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
12	採卵養鶏	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
13	ブロイラー養鶏	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
14	その他	上記の営農類型に分類されない経営

⑤被災施設及び整備内容（Ⅰ補強の取組及びⅢ補強以外の取組）

番号	区分	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	園芸施設の附帯施設	
5	農機具格納庫	
6	農作業用施設	
7	加工施設	
8	育苗施設	
9	果樹棚	
10	集出荷施設	
11	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
12	畜舎（養豚）	
13	畜舎（養鶏）	
14	畜舎（酪農）	
15	畜舎（その他）	
16	その他畜産関係施設	
17	その他施設等	その他
18	農業用機械	農業用機械
19	撤去（290円/m^2）	撤去
20	撤去（880円/m^2）	
21	撤去（1,200円/m^2）	
22	撤去（4,500円/m^2）	
23	撤去（特認）	
24	地域提案	地域提案
25	農業専用トラック	トラック

⑥　金融機関

番号	区分
1	農協
2	農協連
3	農林中金
4	日本公庫
5	沖縄公庫
6	奄美振興基金
7	銀行
8	信用金庫
9	信用組合
10	都道府県
11	市町村

⑦　融資（資金）種類

番号	区分
1	近代化資金
2	青年等就農資金
3	公庫資金（改良資金）
4	公庫資金（スーパーＬ）
5	公庫資金（その他）
6	一般資金（プロパー資金）

⑧　コード（成果目標）

Ⅰ補強の取組

番号	区分	単位
Ⅰ①	付加価値額の拡大	円
Ⅰ②	経営面積の拡大	ha
Ⅰ③	農産物の価値向上	円
Ⅰ④	単位面積当たり収量の増加	kg
Ⅰ⑤	経営コストの縮減	円
Ⅰ⑥	農業経営の複合化	
Ⅰ⑦	農業経営の法人化	

Ⅲ補強以外の取組

番号	区分	単位
Ⅲ①	被災農業者の農業経営の維持	人
Ⅲ②	農業経営の改善を図るための取組	

別紙様式１号の②別添１

被災前と同程度の復旧を超える事業費及び補強に係る事業費

助成対象者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（法人等の場合）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

別紙様式１号の②の（２）個別表の「地区ごとの助成対象者の整理番号」欄の番号

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ⅰ　助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（施設の再建等に要する額）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（Ａ＋ａ）

１　被災前の施設の復旧又は同程度の施設を取得する場合に要する経費の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（Ａ）

２　Ⅰの１の施設に係る規模拡大や農業用に供しないスペースなどの交付の対象とならない経費の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（ａ）

Ⅱ　助成対象とする事業内容と一体的に実施する経費の額（施設の補強に要する額）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（Ｂ＋ｂ）

１　被災前の施設の復旧又は同程度の施設に係る補強に要する経費の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（Ｂ）

２　Ⅱの１の補強に係る規模拡大などの助成の対象とならない経費の額

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円（ｂ）

注１：上記の経費の額は、複数の見積書等により求めることとする。
　２：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

別紙様式１号の②別添２

交付単価の市町村特認（都道府県協議用）

助成対象者名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（法人等の場合）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

施設名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１　通知で定める助成単価及び助成額

交付単価：＿＿＿＿＿＿＿＿円／㎡　交付額：＿＿＿＿＿＿＿＿円

２　傾斜地等の施設の設置場所、施設の構造、附帯施設（本体施設とは別に相応の費用を要する場合に限る。）、工事内容、廃棄の状況等国が定めた助成単価によることが困難である場合について、市町村が特別に認めることの根拠。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　複数の業者から見積もり等を徴取することにより国の助成単価を超える撤去費用が妥当であることの根拠。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

４　市町村が発注する公共事業等の単価・歩掛かりを準用した積算と比較・検討した結果の根拠。

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

５　上記を踏まえ、市町村長が適正であると認める単価及び助成額_

交付単価：＿＿＿＿＿＿＿＿円／㎡　交付額：＿＿＿＿＿＿＿＿円

注：助成対象者を取りまとめた一覧表として証明していただくことも可能。

別紙様式５号（第６関係）

②　地域担い手育成支援タイプ

Ⅰ　被災農業者支援型用

No	都道府県名	市町村名	地区毎の助成対象者の整理番号	助成対象者名（合計は経営体数）	地区の成果目標																経営体別の成果目標																																																					
					○年度目の達成状況（評価報告）	①被災農業者の農業経営の維持			②農業経営の改善を図るための取組			③付加価値額の拡大									必須目標（被災農業者の農業経営の維持）												必須目標（付加価値額の拡大）													選択目標１												選択目標２											
						計画	実績	達成状況（％）	計画	実績	達成状況（％）	計画	実績	達成状況（％）	計画	実績	達成状況（％）	計画	実績	達成状況（％）	コード	現状年度	現状値	１年度目		２年度目		３年度目		単位	○年度目達成状況（％）	実績を確認した資料等名	コード	現状年度	現状値	１年度目		２年度目		３年度目		単位	○年度目達成状況（％）	実績を確認した資料等名	補正の内容	コード	現状年度	現状値	１年度目		２年度目		３年度目		単位	○年度目達成状況（％）	実績を確認した資料等名	コード	現状年度	現状値	１年度目		２年度目		３年度目		単位	○年度目達成状況（％）	実績を確認した資料等名
																								計画	実績	計画	実績	計画	実績							計画	実績	計画	実績	計画	実績								計画	実績	計画	実績	計画	実績							計画	実績	計画	実績	計画	実績			
地区計																																																																						
地区計																																																																						
合　　計																																																																						

（注）１「地区の成果目標」の欄については、営農施設等の補強の取組がある場合は設定した事業関連取組目標を記載し、「経営体別の成果目標」欄から、実施要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価を行った年度の「計画」及び「実績」値を記載した経営体数を各成果目標ごとに記載すること。

２ 各欄における「コード」及び「区分」の欄の記載に当たっては、(2)の地域担い手育成支援タイプ整理番号表（以下「整理番号表」という。）に基づき番号を記載すること。

３「経営体別の成果目標」の欄の「計画」欄については、別紙様式1号の②の（2）のⅠの「成果目標の設定状況」欄の必須目標及び選択目標の１年度目、２年度目、３年度目の設定値及び単位を記載すること。

４ 同欄の「実績」欄については、計画値に対する当該年度の実績値を記載すること。

５ 同欄の「○年度目達成状況（%）」の欄については、（実績−現状）/（年度計画−現状）×100により求めるものとする。（小数点第2位は切り捨て、小数点第1位まで記載。）

６ 同欄の「補正の内容」の欄については、天災その他の外的要因の詳細及び補正の方法（実績値の補正過程）を記載すること。

７「導入した施設等情報」の欄については、助成対象者ごとに、導入した1施設等ごとに記載すること。

８「保険等加入情報」の欄については、実施要綱第7及び第8に基づき報告を行う際、毎年度、加入が継続されているかを事業実施主体に確認を行った上で記載すること。

９「評価所見」の欄については、実施要綱第7に基づく点検又は第8に基づく点検評価の結果に基づき記載するものとし、事業実施主体からも所見を求め記載すること。
また、達成に立ち遅れがある場合については、その要因を把握した上で達成に向けた具体的な取組内容を記載すること。
なお、目標が達成されていない場合（必須目標が達成されていない場合及び事業関連取組目標がおおむね達成されていない場合）は、別途、事業実施主体に実施要綱別記2の別紙様式6号の2により提出を求め、具体的な改善措置及び達成見込時期等を記載すること

導入した施設等情報				経費情報								保険等加入情報			評価所見		備考
整備内容		助成対象者毎の整備内容の整理番号	機械等名称及び能力・規模等※○馬力・○刈り、○㎡○条、○棟等	事業費（円）	国庫補助金算定の基礎となる事業費（円）							園芸施設共済引の受対象施設の有無（該当は「1」を記入）	保険加入年月	保険会社等の名称	事業実施主体の評価	都道府県の評価	
						国費（円）	対象経営体負担額		都道府県費（円）	市町村費（円）	その他（円）						
整理番号	区分						融資額（円）	自己資金（円）									

:。

（2）地域担い手育成支援タイプ整理番号表

② コード

Ⅰ 補強の取組

番号	目標	単位
Ⅰ①	付加価値額の拡大	円
Ⅰ②	経営面積の拡大	ha
Ⅰ③	農産物の価値向上	円
Ⅰ④	単位面積当たり収量の増加	kg
Ⅰ⑤	経営コストの縮減	円
Ⅰ⑥	農業経営の複合化	
Ⅰ⑦	農業経営の法人化	

Ⅲ 補強以外の取組

番号	目標	単位
Ⅲ①	被災農業者の農業経営の維持	人
Ⅲ②	農業経営の改善を図るための取組	人

③被災施設及び整備内容（Ⅰ補強の取組及びⅢ補強以外の取組）

番号	区分	備考
1	ハウス（パイプ）	生産・加工
2	ハウス（鉄骨）	
3	ハウス（ガラス）	
4	園芸施設の附帯施設	
5	農機具格納庫	
6	農作業用施設	
7	加工施設	
8	育苗施設	
9	果樹棚	
10	集出荷施設	
11	畜舎（肉用牛）	畜産・酪農
12	畜舎（養豚）	
13	畜舎（養鶏）	
14	畜舎（酪農）	
15	畜舎（その他）	
16	その他畜産関係施設	
17	その他施設等	その他
18	農業用機械	農業用機械
19	撤去（290円/m^2）	撤去
20	撤去（880円/m^2）	
21	撤去（1,200円/m^2）	
22	撤去（4,500円/m^2）	
23	撤去（特認）	
24	地域提案	地域提案
25	農業専用トラック	トラック